令和６年度　給与支払報告書の提出について

日頃から菊陽町の税務行政につきまして御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

本年も給与支払報告書を準備していただく時期になりましたので、令和６年度給与支払報告書（総括表）をお送りします。総括表の提出・記載要領や以下の点などにご留意いただき、早めにご提出くださいますようお願いします。

なお、提出期限は**令和６年１月３１日（水）**です。

※eLTAX・光ディスク等で御提出いただく場合、紙の総括表の提出は不要です。

※今回の通知は、昨年度の提出状況をもとに送付しています。
※令和６年１月１日に菊陽町に居住する従業員がいない場合報告等は不要です。

☑生命保険料控除支払額をご記入ください

生命保険料控除を受けられる方については、必ず**支払金額の記入**をお願いします。

また、生命保険料控除は旧契約と新契約で控除額の計算式が異なるため、必ずそれぞれの金額の記入をお願いします。

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	円	旧生命保険料の金額	円	介護医療保険料の金額	円	新個人年金保険料の金額	円	旧個人年金保険料の金額	円
住宅借入金等特別	特別控除適用数		（１回目）			控除区分（1回目）		年末残高（１回目）		円

☑扶養親族等の記入について

扶養親族等を記入される場合は、「控除対象扶養親族」または「16 歳未満の扶養親族」の欄にカナ氏名、氏名及び個人番号の記入をお願いします。

なお、控除対象扶養親族または 16 歳未満の扶養親族が５人以上いる場合は、「摘要」欄に氏名を記入してください。氏名の前に括弧書きの数字を付し、「５人目以降の扶養親族の個人番号」または「５人目以降の 16 歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記入する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。

(例)　（１)氏名 Ａ　　（２)氏名 Ｂ　　（３)氏名 Ｃ(年少)

※扶養者の住民税の課税・非課税の判定などに必要ですので、16 歳未満の扶養親族も必ず記入をお願いします。

☑前職分給与をご記入ください

年の途中で就職または転職等をされた方で前職の給与収入がある場合は、以下の内容を「摘要」欄に記入してください。

①「支払金額」に前職分を含んだ金額を記入している場合

⇨「摘要」欄に**「前職分の金額」と「前の勤務先の名称」**を記入

②「支払金額」に現在の勤務先の給与のみ記入している場合

⇨「摘要」欄に**「前職なし」**と記入

(うら面へ)

☑特別徴収に関する異動届をご提出ください

従業員の退職・転職等については、異動届の提出が必要です。

異動届は、**給与支払報告書の提出後に対象者が退職・転職等した場合**は、必ずご提出いただく必要があります。

※給与支払報告書に退職の旨の記載がなく、異動届の提出もない場合は、当町で退職等が把握できない為、事業者に特別徴収決定通知が送付され、事業者に特別徴収義務が発生する場合があります。

☑特別徴収事業所の完全指定を実施しています

熊本県と県内市町村では、地方税法等の規定に基づき、個人住民税の特別徴収義務者への完全指定化を実施しています。

給与支払報告書の提出にあたり、特別徴収用総括表と普通徴収用総括表を用意しております。**普通徴収で給与支払報告書を提出される場合は、必ず普通徴収用総括表に理由の記入**をお願いします。

※普通徴収の理由が不明な場合、法律の規定に基づき、原則、特別徴収として課税します。

☑個人事業主の方へ

個人事業主の方が令和６年度（令和５年分）の給与支払報告書を提出する場合、法人番号ではなく、事業主の個人番号をご記入ください。

その際、記入された個人番号が正しいという確認（番号確認）及び申請者本人であることの確認（身元確認）が必要になります。

⇩

①給与支払報告書を役場に直接提出する場合、以下の書類を併せて御提示ください。

◇提出者（個人事業主）の個人番号が分かる書類
　（例：個人番号カード、通知カード、個人番号の記載がある住民票等）
◇提出者（個人事業主）の身元が分かる書類
　（例：個人番号カード、運転免許証等の顔写真入りのもの等）

②郵送で提出する場合、上記確認書類の写しを同封してください。

③eLTAX で提出する場合、上記確認書類は不要です。

【お問い合わせ】
菊陽町役場 住民生活部
税務課　住民税係
Tel　096-232-4911（直通）